

令和元年第2回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 8 号	藤井寺市消防団条例の一部改正について	
	藤井寺市消防団条例の一部改正案	1
議案第 1 9 号	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正案	4
議案第 2 1 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	5
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	8
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	1 1
	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	1 3
	職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	1 4
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（第 6 条関係）	1 5
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正案（第 7 条関係）	1 6
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案（第 8 条関係）	1 8
	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正案（第 9 条関係）	1 9
	藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案（第 1 0 条関係）	2 0
議案第 2 2 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	2 1
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	2 3
	職員の旅費に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	2 4
	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	2 5
	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	2 7
議案第 2 3 号	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	

	藤井寺市印鑑条例の一部改正案	28
議案第24号	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案	30
議案第25号	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第1条関係）	45
	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正案（第2条関係）	69
	藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第3条関係）	70
議案第26号	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	
	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正案	72
議案第27号	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について	
	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正案	75
議案第28号	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正案	77
議案第29号	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正案	80
議案第30号	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について	
	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正案	81
議案第31号	藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について	
	藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正案	82

議案第18号

藤井寺市消防団条例の一部改正について

○藤井寺市消防団条例（昭和40年藤井寺市条例第24号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消防団</u>の設置、名称及び<u>区域並びに</u>消防団員（以下「団員」という。）の定数、任免、<u>服務等</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 本市に<u>藤井寺市消防団</u>（以下「消防団」という。）を設置し、区域を藤井寺市全域とする。</p> <p>(任免)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、<u>その他の団員</u>にあつては団長が市長の承認を得て、次の各号の資格を有する者の中からこれを任命する。</p> <p>(1) 本市に居住する年令満20才以上50才未満の男子であること。<u>ただし</u>、団長及び副団長にあつては、特に必要があると認めたときはこの限りでない。</p> <p>(2) 志操堅固、身体強健であつて団員としてその職務の遂行に支障のない<u>者</u>であること。</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合は団員としての資格を失う。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けること</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は<u>消防団</u>の設置、名称、<u>区域並に</u>消防団員（以下「団員」という。）の定数、任免、<u>服務</u>について定めることを目的とする。</p> <p>(設置、名称及び区域)</p> <p>第2条 本市に<u>消防団</u>を設置しその名称は<u>藤井寺市消防団</u>（以下「消防団」という。）と称し区域を藤井寺市全域とする。</p> <p>第2章 定員</p> <p>第3章 任免及び退職</p> <p>(任免)</p> <p>第4条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が<u>その他の団員</u>にあつては団長が市長の承認を得て<u>次の各号の資格を有するもの</u>の中からこれを任命する。</p> <p>(1) 本市に居住する年令満20才以上50才未満の男子であること。<u>但し</u>団長及び副団長にあつては<u>特に必要があると認めたときはこの限りでない</u>。</p> <p>(2) 志操堅固、身体強健であつて団員としてその職務の遂行に支障のない<u>もの</u>であること。</p> <p>第5条 次の各号に該当する場合は団員としての資格を失う。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固以上の刑に処せられその執行を終るまで又はその執行を受けることがな</u></p>

改正後	改正前
<p>がなくなるまで。</p> <p><u>(2) 本市又は所属分団の区域外にその居住を転じたとき。</u></p> <p>2 次の各号の一に該当する団員に退職を命ずることがある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職務上義務に違反し、又は義務を怠ったとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第6条 団員が退職しようとする場合は、<u>あらかじめ文書をもって任命権者にその承認を受けなければならない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第7条 団員の任期は2年とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>第8条 前条の団員に欠員を生じ、<u>新たに任命せられた者</u>の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(服務)</p> <p>第9条 消防団は消防長の所轄の下に行動し、<u>消防長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条 団長は、<u>団員を総括し、指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、団務を掌りその責に任じる。</u></p> <p>2 <u>副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>団長、副団長ともに事故があるときは、分団長がその職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>前2項の代職は、団長があらかじめ定める順位により行う。</u></p> <p>5 <u>分団長及び班長は、上長の命を受け所属団員を指揮してその職を行う。</u></p>	<p>くなるまで。</p> <p><u>(3) 本市又は所属分団の区外にその居住を転じたとき。</u></p> <p>2 次の各号の一に該当する団員に退職を命ずることがある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職務上義務に違反し<u>又は義務を怠ったとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第6条 団員が退職しようとする場合は<u>予め文書を以て任命権者にその承認を受けなければならない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第7条 団員の任期は2年とする。<u>但し再任を妨げない。</u></p> <p>第8条 前条の団員に欠員を生じ、<u>あらたに任命せられたもの</u>の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p style="text-align: center;">第4章 服務</p> <p>(服務)</p> <p>第9条 消防団は消防長の所轄の下に行動し<u>消防長の命令があるときはその区域外においても業務に従事しなければならない。</u></p> <p>第10条 団長は団員を総括し指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し<u>団務を掌りその責に任じる。</u></p> <p>2 <u>副団長は団長を補佐し団長事故あるときはその職務を代行する。</u></p> <p>3 <u>団長、副団長ともに事故あるときは分団長がその職務を代行する。</u></p> <p>4 <u>前2項の代職は年長の順位により行う。</u></p> <p>5 <u>分団長及び班長は上長の命を受け所属団員を指揮してその職を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 規律</p>

改正後	改正前
<p>(規律)</p> <p>第11条 <u>団員は、次の各号を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては専心してこれに当たる心構えを持たなければならない。</u></p> <p>(2) <u>規律を厳守し、上長の指揮命令のもと上下一体事に当たらなければならない。</u></p> <p>(3) <u>上下同僚間は相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。</u></p> <p>(4) <u>職務に関し金品の贈与若しくは供応を受け、又はこれを請求してはならない。</u></p> <p>(5) <u>職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>(6) <u>消防団又は団員の名義をもって、特定の政党その他の政治団体を支持し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは合議に関与してはならない。</u></p> <p>(7) <u>服務中は持ち場を離れてはならない。</u></p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 <u>市長は、消防団又は団員が任務遂行にあたり功労特に抜群と認めるときは、団長の内申によりこれを表彰する。</u></p> <p>2 <u>団長は、団員を表彰する事ができる。</u></p>	<p>(規律)</p> <p>第11条 <u>団員は次の各号を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に勉め災害に対しては専心これに当る心構えを持たなければならない。</u></p> <p>(2) <u>規律を厳守し上長の指揮命令のもと上下一体事にあたらなければならない。</u></p> <p>(3) <u>上下同りょう間は相敬愛し礼節を重じ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。</u></p> <p>(4) <u>職務に関し金品の贈与又は饗応を受け又はこれを請求してはならない。</u></p> <p>(5) <u>職務上の知り得た秘密を他にもらしてはならない。</u></p> <p>(6) <u>団又は団員の名義を以って特定の政党その他の政治団体を支持し又はこれに加担し又は他人の訴訟若しくは合議に関与してはならない。</u></p> <p>(7) <u>服務中は持場を離れてはならない。</u></p> <p>第6章 表彰</p> <p>(表彰)</p> <p>第12条 <u>市長は消防団又は団員が任務遂行にあたり功労特に抜群と認める時は団長の内申によりこれを表彰する。</u></p> <p>2 <u>団長は団員を表彰する事が出来る。</u></p>

議案第19号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等) 第15条 (略) 2 (略) 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>

議案第21号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 年額又は月額のある職員が月の途中で就任したとき、又は任期満了等（死亡を除く。）により離職したときの当該月の報酬は、当該月の現日数を基礎として日割をもって計算した額を支給する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の手当の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p><u>2 別表第2に規定する職員については、報酬額に市長が定める額を加算し、報酬として支給することができる。</u></p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 年額又は月額のある職員が月の途中で就任したとき、又は任期満了等（死亡を除く。）により離職したときの当該月の報酬は、当該月の現日数を基礎として日割をもって計算した額を支給する。<u>ただし、別表第2に掲げる職員は、任命権者が市長の承認を得て定める。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の手当の額は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p><u>4 別表第2に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として市長が定める額を支給する。</u></p>

改正後		改正前	
別表第1 （第2条、第4条関係）		別表第1 （第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
消防団団員	年額 37,000円	消防団団員	年額 37,000円
社会福祉法人及び社会福祉施設会計監査専門指導員	日額 19,000円	生活保護嘱託医師	月額 74,300円
生活保護嘱託医師	月額 74,300円	(略)	
(略)		幼稚園医（内科）	年額 100,000円 <u>（藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）</u>
幼稚園医（内科）	年額 100,000円	幼稚園医（歯科）	年額 50,000円 <u>（藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）</u>
幼稚園医（歯科）	年額 50,000円	幼稚園薬剤師	年額 39,600円 <u>（藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。）</u>
幼稚園薬剤師	年額 39,600円	幼稚園長	月額 22,100円
小中学校通学区区域審議会委員	日額 9,500円	小中学校通学区区域審議会委員	日額 9,500円
(略)		(略)	
		別表第2 （第2条、第4条関係）	

改正後	改正前															
<p>別表第2（第4条関係） 出動手当額</p> <p>（略）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1128 205 1641 277">区分</th> <th data-bbox="1648 205 2136 277">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 282 1424 497" rowspan="2">市立藤井寺市民病院 （藤井寺市訪問看護ステーションを含む。）</td> <td data-bbox="1431 282 1641 389">医師</td> <td data-bbox="1648 282 2136 389">月額1,300,000円を超えない範囲において市長が定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1431 394 1641 497">医師以外の職員</td> <td data-bbox="1648 394 2136 497">月額350,000円を超えない範囲において市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1128 502 1641 609">外国人英語指導助手</td> <td data-bbox="1648 502 2136 609">月額420,000円を超えない範囲において市長が定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1128 614 1641 721">その他の職員</td> <td data-bbox="1648 614 2136 721">月額300,000円を超えない範囲において市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3（第4条関係） 出動手当額</p> <p>（略）</p>		区分		報酬額	市立藤井寺市民病院 （藤井寺市訪問看護ステーションを含む。）	医師	月額1,300,000円を超えない範囲において市長が定める額	医師以外の職員	月額350,000円を超えない範囲において市長が定める額	外国人英語指導助手		月額420,000円を超えない範囲において市長が定める額	その他の職員		月額300,000円を超えない範囲において市長が定める額
	区分		報酬額													
	市立藤井寺市民病院 （藤井寺市訪問看護ステーションを含む。）	医師	月額1,300,000円を超えない範囲において市長が定める額													
		医師以外の職員	月額350,000円を超えない範囲において市長が定める額													
	外国人英語指導助手		月額420,000円を超えない範囲において市長が定める額													
その他の職員		月額300,000円を超えない範囲において市長が定める額														

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 地域手当は、<u>職員に対して支給する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第7条の3第1項で規定する<u>時間外勤務代休時間</u>を指定された場合、同条例第9条第2項に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>時間外勤務手当</u>)</p> <p>第18条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第4条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第15条の2 地域手当は、<u>この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第17条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第7条の3第1項で規定する<u>超勤代休時間</u>を指定された場合、同条例第9条第2項に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>超過勤務手当</u>)</p> <p>第18条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が</p>

改正後	改正前
<p>午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を<u>時間外勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を<u>時間外勤務手当</u>として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を<u>時間外勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 勤務時間条例第7条の3第1項で規定する<u>時間外勤務代休時間</u>を指定された場合において、当該<u>時間外勤務代休時間</u>に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該<u>時間外勤務代休時間</u>の指定に代えられた<u>時間外勤務手当</u>の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の<u>時間外勤務手当</u>を支給することを要しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を<u>超過勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を<u>超過勤務手当</u>として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を<u>超過勤務手当</u>として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 勤務時間条例第7条の3第1項で規定する<u>超勤代休時間</u>を指定された場合において、当該<u>超勤代休時間</u>に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該<u>超勤代休時間</u>の指定に代えられた<u>超過勤務手当</u>の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の<u>超過勤務手当</u>を支給することを要しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(<u>時間外勤務手当等に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第26条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(<u>会計年度任用職員の給与</u>)</p> <p>第28条 <u>会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。</u></p>	<p>(<u>超過勤務手当等に関する規定の適用除外</u>)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第26条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>(<u>非常勤職員の給与</u>)</p> <p>第28条 <u>常勤を要しない職員については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。</u></p>

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
（第3条関係）

改正後	改正前
<p><u>（退職手当の支給）</u></p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。</u>）が退職した場合に、その者（<u>死亡による退職の場合には、その遺族</u>）に支給する。</p> <p>2 <u>職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>第6条の5 （略）</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、<u>その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。</u></p> <p><u>（勤続期間の計算の特例）</u></p> <p>第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続きした<u>在職期間とみなす。</u></p>	<p><u>（退職手当の支給）</u></p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（<u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。</u>）が退職した場合に、その者（<u>死亡による退職の場合には、その遺族</u>）に支給する。</p> <p>（一般の退職手当の額に係る特例）</p> <p>第6条の5 （略）</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>第7条の2及び第7条の3 削除</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>第2条第2項に規定する者</u> <u>その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間</u></p> <p>(2) <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの</u> <u>その職員となる前の引き続いて勤務した期間</u></p> <p>第7条の3 <u>第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。</u></p> <p><u>2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。</u></p>	

○職員懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第30号） 新旧対照表
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額</u> <u>(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職</u> <u>員の給料及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第 号）第20条に規</u> <u>定する報酬額とする。）の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は1日以上<u>6月</u>以下とする。 2・3 (略)</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、<u>1日以上3月以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p> <p>(停職の効果)</p> <p>第4条 停職の期間は1日以上<u>3月</u>以下とする。 2・3 (略)</p>

○職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第32号） 新旧対照表
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に<u>基づき</u>、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を<u>定めるものとする</u>。</p> <p>（降任、免職及び休職の手続） 第2条 （略） 2 職員の意に反する降任<u>若しくは免職又は休職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない</u>。</p> <p>（休職の効果） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>超えない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>速やかに復職を命じなければならない</u>。 3 （略） 4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条 （略） 2 休職者は休職の期間中、<u>条例に別段の定めのない限り</u>いかなる給与も支給されない。</p> <p><u>（委任）</u> 第5条 （略）</p>	<p><u>（この条例の目的）</u> 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に<u>基き</u>、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする</u>。</p> <p>（降任、免職及び休職の手続） 第2条 （略） 2 職員の意に反する降任、<u>若しくは免職又は休職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない</u>。</p> <p>（休職の効果） 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を<u>こえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>すみやかに復職を命じなければならない</u>。 3 （略）</p> <p>第4条 （略） 2 休職者は休職の期間中、<u>給与条例に別段の定をしない限り</u>いかなる給与も支給されない。</p> <p><u>（実施に関し必要な事項）</u> 第5条 （略）</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
 （第6条関係）

改正後	改正前
<p><u>（時間外勤務代休時間）</u></p> <p>第7条の3 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第18条第4項の規定により<u>時間外勤務手当</u>を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該<u>時間外勤務手当</u>の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「<u>時間外勤務代休時間</u>」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項及び第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（第9条に規定する休日及び第9条の2に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>時間外勤務代休時間</u>を指定された職員は、当該<u>時間外勤務代休時間</u>には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第9条の2 任命権者は、職員に前条第2項に規定する休日（以下この項において「休日」と総称する。）である規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項及び第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第7条の3第1項の規定により<u>時間外勤務代休時間</u>が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等）</u></p> <p>第14条 <u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>	<p><u>（超勤代休時間）</u></p> <p>第7条の3 任命権者は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第18条第4項の規定により<u>超過勤務手当</u>を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該<u>超過勤務手当</u>の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「<u>超勤代休時間</u>」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項及び第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（第9条に規定する休日及び第9条の2に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>超勤代休時間</u>を指定された職員は、当該<u>超勤代休時間</u>には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第9条の2 任命権者は、職員に前条第2項に規定する休日（以下この項において「休日」と総称する。）である規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項及び第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則に定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第7条の3第1項の規定により<u>超勤代休時間</u>が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（臨時的任用職員の休暇）</u></p> <p>第14条 <u>臨時的任用職員の休暇については、前5条の規定にかかわらず、任命権者が市長と協議して定める。</u></p>

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
（第7条関係）

改正後	改正前
<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号。以下「給与条例」という。）第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>給与条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（期末手当等の支給）</p> <p>第5条の3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p>
<p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日（<u>給与条例第10条第1項の規則で定める日</u>をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。</p>	<p>（職務復帰後における給与等の取扱い）</p> <p>第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じ、その職務に復帰した日及び同日後の最初の昇給日（<u>一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第10条第1項の規則で定める日</u>をいう。）又はそのいずれかの日において、その者の給料月額を調整することができる。</p>
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u>を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減給して支給する。</u></p>	<p>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</p> <p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>一般職の職員の給与に関する条例第17条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減給し</u></p>

改正後	改正前
	て支給する。

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第8条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号。以下「給与条例」という。）第27条及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第__号）第17条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号。以下「給与条例」という。）第27条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。</p>

○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
 （第9条関係）

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4）・（5）（略）</p> <p>3 （略）</p>

○藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表
 （第10条関係）

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p>	<p>（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）～（11） 略</p>

議案第22号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日にそれぞれ第2項又は第3項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 （略）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第29条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、<u>当該各項に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、その支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が定める職員については、この限りでない。</u></p> <p>7 （略）</p>

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給制限）</p> <p>第8条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（退職手当の支給制限）</p> <p>第8条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 地方公務員法第28条第4項の規定により失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p>

○職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条各号</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>地方公務員法第16条第2号から第5号まで</u>若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、前項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 (略)</p>

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表

（第4条関係）

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を<u>占めるもの</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（地域手当）</p> <p>第6条の2 地域手当は、<u>職員に対して</u>支給する。</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び<u>前条</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員にその在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合に<u>おいては</u>、給与条例の規定を準用する。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に、その勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を<u>占める職員</u>（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（地域手当）</p> <p>第6条の2 地域手当は、<u>この条例の適用を受ける職員（第19条に規定する職員を除く。）</u>に支給する。</p> <p>（宿日直手当）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項及び<u>第11条</u>の勤務には含まれないものとする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員にその在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の場合に<u>おいて</u>、給与条例の規定を準用する。</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に、その勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又</u></p>

改正後	改正前
<p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>前項</u>の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の<u>規定により失職した者</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>第1項</u>の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の<u>規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
 （第5条関係）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(時間外勤務手当)</u></p> <p>第8条 <u>時間外勤務手当</u>は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の3第1項で規定する<u>時間外勤務代休時間</u>及び同条例第9条第2項に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当</u>、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(超過勤務手当)</u></p> <p>第8条 <u>超過勤務手当</u>は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 職員が勤務しないときは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第7条の3第1項で規定する<u>超勤代休時間</u>及び同条例第9条第2項に規定する休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p>

議案第23号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

○藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個の印鑑に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録を受けることができない印鑑)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録を受けることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録、以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気ディスク</u>をもって調製することができるものとする。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)</u>若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第4条第1項第1号に該当したとき又は同条第2項に該当しなくなったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 市長は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(3) <u>氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に登録しておくことができる物を含む。以下同じ。))</u>をもって調製することができるものとする。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氏名、氏若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)の変更により、登録を受けている印鑑が第4条第1項第1号に該当したとき又は同条第2項に該当しなくなったとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 市長は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第24号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

改正後								改正前							
別表第1（第12条関係）								別表第1（第12条関係）							
基本料金表								基本料金表							
本館（大ホール・小ホール）								本館（大ホール・小ホール）							
使用時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	使用時間区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
種別		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	種別		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール（全面）	平日	円 28,160	円 47,520	円 52,800	円 68,860	円 91,280	円 117,920	大ホール	平日	円 26,880	円 45,360	円 50,400	円 65,730	円 87,140	円 112,560
	土、日、休	円 35,200	円 56,320	円 63,360	円 82,360	円 107,700	円 140,800		土、日、休	円 33,600	円 53,760	円 60,480	円 78,620	円 102,810	円 134,400
大ホール（客席半面）	平日	円 19,820	円 33,460	円 37,160	円 48,480	円 64,270	円 83,020	小ホール	平日	円 6,910	円 10,920	円 12,600	円 14,620	円 19,280	円 25,200
	土、日、休	円 24,780	円 39,650	円 44,600	円 57,980	円 75,830	円 99,140		土、日、休	円 8,190	円 12,090	円 15,120	円 17,230	円 23,120	円 30,240

改正後								改正前					
小ホール	平日	7,230	11,440	13,200	15,310	20,190	26,400						
	土、日、休	8,580	12,660	15,840	18,050	24,220	31,680						
本館（大ホール・小ホールを除く。）								本館（大ホール・小ホールを除く。）					
使用時間区分 種別	午前	午後	夜間	全日				使用時間区分 種別	午前	午後	夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
小会議室A	円 1,700	円 2,280	円 3,040	円 6,320				小会議室A	円 1,630	円 2,180	円 2,910	円 6,040	
小会議室B	1,700	2,280	3,040	6,320				小会議室B	1,630	2,180	2,910	6,040	
小会議室C	1,700	2,280	3,040	6,320				小会議室C	1,630	2,180	2,910	6,040	
小会議室D	1,700	2,280	3,040	6,320				小会議室D	1,630	2,180	2,910	6,040	
小会議室E	1,700	2,280	3,040	6,320				小会議室E	1,630	2,180	2,910	6,040	
中会議室A	2,660	3,610	4,370	8,670				中会議室A	2,540	3,450	4,180	8,280	
中会議室B	2,660	3,610	4,370	8,670				中会議室B	2,540	3,450	4,180	8,280	
多目的室	2,660	3,610	4,370	8,670				多目的室	2,540	3,450	4,180	8,280	
和室A	1,700	2,280	3,040	6,320				和室A	1,630	2,180	2,910	6,040	
和室B	1,700	2,280	3,040	6,320				和室B	1,630	2,180	2,910	6,040	

改正後				
和室全室 (和室Aと和室Bを同時使用したとき)	3,060	4,100	5,470	11,380
絵画教室	2,660	3,610	4,370	8,670
音楽教室	2,660	3,610	4,370	8,670
料理教室	4,000	4,590	5,310	12,390
茶室	1,700	2,280	3,040	6,320
市民ギャラリー	5,310	7,960	10,620	22,060

別館 (中ホール)

使用時間区分 種別	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで
平日	円 13,720	円 22,000	円 28,500	円 31,070	円 43,930	円 56,320
土、日、休	14,960	23,920	29,740	33,820	46,690	59,840

別館 (中ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
--------	----	----	----	----

改正前				
和室全室 (和室Aと和室Bを同時使用したとき)	2,930	3,920	5,230	10,870
絵画教室	2,540	3,450	4,180	8,280
音楽教室	2,540	3,450	4,180	8,280
料理教室	3,820	4,390	5,070	11,830
茶室	1,630	2,180	2,910	6,040
市民ギャラリー	5,070	7,600	10,140	21,060

別館 (中ホール)

使用時間区分 種別	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで
平日	円 13,100	円 21,000	円 27,210	円 29,660	円 41,940	円 53,760
土、日、休	14,280	22,840	28,390	32,290	44,570	57,120

別館 (中ホールを除く。)

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
--------	----	----	----	----

改正後					改正前				
種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
会議室301	円 1,510	円 1,900	円 2,370	円 4,590	会議室301	円 1,450	円 1,820	円 2,270	円 4,390
会議室302	1,010	1,510	1,700	3,230	会議室302	970	1,450	1,630	3,090
会議室303	1,010	1,510	1,700	3,230	会議室303	970	1,450	1,630	3,090
会議室304	1,010	1,510	1,700	3,230	会議室304	970	1,450	1,630	3,090
会議室305	4,370	5,650	7,080	13,070	会議室305	4,180	5,400	6,760	12,480
会議室307	2,280	3,040	3,940	7,240	会議室307	2,180	2,910	3,770	6,920
会議室308	2,280	3,040	3,940	7,240	会議室308	2,180	2,910	3,770	6,920

分館

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
中会議室	円 2,090	円 3,230	円 4,000	円 8,140
会議室1	1,510	1,700	2,090	4,190
会議室2	1,420	1,510	1,700	3,420

分館

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
中会議室	円 2,000	円 3,090	円 3,820	円 7,770
会議室1	1,450	1,630	2,000	4,000
会議室2	1,360	1,450	1,630	3,270

改正後					改正前				
会議室 3	1,220	1,420	1,510	3,230	会議室 3	1,170	1,360	1,450	3,090
和室	1,220	1,420	1,510	3,230	和室	1,170	1,360	1,450	3,090
談話室 1	730	810	1,010	1,900	談話室 1	700	780	970	1,820
談話室 2	730	810	1,010	1,900	談話室 2	700	780	970	1,820
大会議室 (中会議室と会議室 1 を同時使用したとき)	3,230	4,190	4,950	9,730	大会議室 (中会議室と会議室 1 を同時使用したとき)	3,090	4,000	4,730	9,290

備考

- 1 「土、日、休」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）その他の法律に規定する休日という。
- 2 使用者が市外居住者（法人又は事業所にあつては、その所在地）であるときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算する。
- 3 大ホール（全面）又は大ホール（客席半面）において、準備で舞台のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール（全面）基本料金の3割相当額を徴収する。
- 4 大ホール（全面）又は大ホール（客席半面）において、準備、練習又はリハーサルで舞台及び客席のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る大ホール（全面）基本料金の7割相当額を徴収する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、その最高額が1,500円以上の場合は当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 6 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 7 使用許可時間の延長（使用時間区分の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げをいう。別表第2において同じ。）は、管理上支障がないときに限り、1時間以内に

備考

- 1 「土、日、休」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）その他の法律に規定する休日という。
- 2 使用者が市外居住者（法人又は事業所にあつては、その所在地）であるときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算する。
- 3 大ホールにおいて、準備で舞台のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を徴収する。
- 4 大ホールにおいて、準備又はリハーサルで舞台及び客席のみを使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の7割相当額を徴収する。
- 5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、その最高額が1,500円以上の場合は当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 6 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときは、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。
- 7 使用許可時間の延長（使用時間区分の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げをいう。別表第2において同じ。）は、管理上支障がないときに限り、1時間以内に

改正後	改正前				
<p>において許可する。この場合において、30分以上1時間以内の当該延長に係る使用料は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める使用時間区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の3割相当額を加算する。</p> <p>(1) 正午の終了時刻を繰り下げる場合 午前の使用時間区分</p> <p>(2) 午後1時の開始時刻を繰り上げる場合又は午後5時の終了時刻を繰り下げる場合 午後の使用時間区分</p> <p>(3) 午後6時の開始時刻を繰り上げる場合 夜間の使用時間区分</p> <p>8 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーにおいて、開館までの間に材料の搬入、仕込み等を行うときは、1時間前までとし、2,090円を徴収する。</p> <p>9 舞台、照明、音響等に関し、技術者等の必要な人員に係る人件費については、1人分のみ基本料金に含む（その他必要な人員に係る人件費については、別途実費支払を要する）。</p> <p>10 使用料を算定するに当たり、基本料金に備考2から備考7までに定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その都度これを切り捨てる。</p> <p>別表第2（第12条関係） 附属設備使用料金表</p>	<p>において許可する。この場合において、30分以上1時間以内の当該延長に係る使用料は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める使用時間区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の3割相当額を加算する。</p> <p>(1) 正午の終了時刻を繰り下げる場合 午前の使用時間区分</p> <p>(2) 午後1時の開始時刻を繰り上げる場合又は午後5時の終了時刻を繰り下げる場合 午後の使用時間区分</p> <p>(3) 午後6時の開始時刻を繰り上げる場合 夜間の使用時間区分</p> <p>8 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーにおいて、開館までの間に材料の搬入、仕込み等を行うときは、1時間前までとし、2,000円を徴収する。</p> <p>9 舞台、照明、音響等に関し、技術者等の必要な人員に係る人件費については、1人分のみ基本料金に含む（その他必要な人員に係る人件費については、別途実費支払を要する）。</p> <p>10 使用料を算定するにあたり、基本料金に備考1から7に定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その都度これを切り捨てる。</p> <p>別表第2（第12条関係） 附属設備使用料金表</p>				
大ホール照明	大ホール照明				
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
フットライト	1列	円 620	フットライト	1列	円 600
花道フットライト	1列	200	花道フットライト	1列	200
プロセニウムボーダーライト	1列	940	プロセニウムボーダーライト	1列	900
ボーダーライト	1列	940	ボーダーライト	1列	900
サスペンションライト	1列	2,090	サスペンションライト	1列	2,000

改正後			改正前		
トーメンタルタワースポットライト	4台	830	トーメンタルタワースポットライト	4台	800
アップーホリゾンライト	1列	2,090	アップーホリゾンライト	1列	2,000
ロアーホリゾンライト	1列	1,570	ロアーホリゾンライト	1列	1,500
シーリングスポットライト	12台	2,090	シーリングスポットライト	12台	2,000
第1フロントサイドスポットライト	6台	1,250	第1フロントサイドスポットライト	6台	1,200
第2フロントサイドスポットライト	8台	1,570	第2フロントサイドスポットライト	8台	1,500
クセノンピンスポットライト	1台	4,190	クセノンピンスポットライト	1台	4,000
照明用スタンド	1台	100	照明用スタンド	1台	100
エフェクトマシン	1台	1,250	エフェクトマシン	1台	1,200
オーロラマシン	1台	730	オーロラマシン	1台	700
ミラーボール	1台	730	ミラーボール	1台	700
スポットライト (1KW)	1台	310	ストリップライト	1式	200
スポットライト (0.5KW)	1台	200	スポットライト (1KW)	1台	300
			スポットライト (0.5KW)	1台	200
			オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000
中ホール照明			中ホール照明		
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料

改正後			改正前		
フットライト	1列	円 620	フットライト	1列	円 600
ボーダーライト	1列	940	ボーダーライト	1列	900
サスペンションライト	1列	1,570	サスペンションライト	1列	1,500
アッパーホリゾンライト	1列	1,040	アッパーホリゾンライト	1列	1,000
ロアーホリゾンライト	1列	830	ロアーホリゾンライト	1列	800
シーリングスポットライト	9台	1,360	シーリングスポットライト	9台	1,300
フロントサイドスポットライト	4台	940	フロントサイドスポットライト	4台	900
スポットライト (1KW)	1台	310	スポットライト (1KW)	1台	300
ミラーボール	1台	520	ミラーボール	1台	500
ピンスポットライト	1台	1,040	ピンスポットライト	1台	1,000
客席用スポットライト	1式	1,040	客席用スポットライト	1式	1,000
小ホール照明			小ホール照明		
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
		円			円
ボーダーライト	1列	1,040	ボーダーライト	1列	1,000
アッパーホリゾンライト	1列	1,040	アッパーホリゾンライト	1列	1,000
ロアーホリゾンライト	1列	830	ロアーホリゾンライト	1列	800

改正後			改正前		
シーリングスポットライト	6台	1,250	シーリングスポットライト	6台	1,200
フロントサイドスポットライト	4台	620	フロントサイドスポットライト	4台	600
			パーライト	1台	400
大ホール舞台設備			大ホール舞台設備		
名称	単位	使用料	名称	単位	使用料
		円			円
音響反射板	1式	5,230	音響反射板	1式	5,000
指揮者台	1台	200	指揮者台	1台	200
楽団用譜面台	1本	100	楽団用譜面台	1本	100
所作台	1式	5,230	所作台	1式	5,000
平台	1枚	100	平台	1枚	100
平台	1セット (10枚)	940	平台	1セット (10枚)	900
花台	1台	200	花台	1台	200
松羽目	1式	1,570	松羽目	1式	1,500
金屏風	1双	1,570	金屏風	1双	1,500
銀屏風	1双	1,570	銀屏風	1双	1,500
緋毛せん	1枚	100	緋毛せん	1枚	100

改正後				改正前			
めくり台		1台	100	めくり台		1台	100
				スクリーン			
				スクリーン		1式	1,000
				大太鼓		1式	1,000
中ホール舞台設備				中ホール舞台設備			
名称		単位	使用料	名称		単位	使用料
			円				円
花台		1台	200	花台		1台	200
めくり台		1台	100	めくり台		1台	100
金屏風		1双	1,570	金屏風		1双	1,500
小ホール舞台設備				小ホール舞台設備			
名称		単位	使用料	名称		単位	使用料
			円				円
花台		1台	200	花台		1台	200
めくり台		1台	100	めくり台		1台	100
スクリーン		1式	310	スクリーン		1式	300
楽器				楽器			
名称	単位	使用料	付記	名称	単位	使用料	付記

改正後				改正前					
コンサートピアノ	1台	円 4,190	大ホール	コンサートピアノ	1台	円 4,000	大ホール		
コンサートピアノ	1台	2,610	中ホール	コンサートピアノ	1台	2,500	中ホール		
コンサートピアノ	1台	2,090	小ホール	コンサートピアノ	1台	2,000	小ホール		
アップライトピアノ	1台	730	音楽教室	アップライトピアノ	1台	700	音楽教室		
コンサートピアノ	1台	2,090	音楽教室	コンサートピアノ	1台	2,000	音楽教室		
				映写設備					
				名称	単位	使用料	付記		
				16ミリ映写機（スクリーンを含む。）	1式	円 4,000	大ホール		
大ホール音響設備				大ホール音響設備					
名称	単位	使用料	付記	名称	単位	使用料	付記		
拡声装置1	1式	円 4,190	アンプ、調整卓、プロセニウムスピーカー、モニター、ステージスピーカー、ダイナミックマイク2本	拡声装置1	1式	円 4,000	アンプ、調整卓、プロセニウムスピーカー、モニター、ステージスピーカー、ダイナミックマイク2本		
拡声装置2	1式	2,090	モニター用としてのみ使用時（運営系）	拡声装置2	1式	2,000	モニター用としてのみ使用時（運営系）		

改正後				改正前			
ワイヤレスマイク	1本	1,040	マイクスタンド付	ワイヤレスマイク	1本	1,000	マイクスタンド付
コンデンサーマイク	1本	830	マイクスタンド付	コンデンサーマイク	1本	800	マイクスタンド付
ダイナミックマイク	1本	620	マイクスタンド付	ダイナミックマイク	1本	600	マイクスタンド付
マイクスタンド	1本	100		三点吊りマイク	1本	1,000	
カセットデッキ	1台	1,040		マイクスタンド	1本	100	
ダイレクトボックス	1台	520		カセットデッキ	1台	1,000	
CDプレーヤー	1台	1,040		ダイレクトボックス	1台	500	
MDプレーヤー	1台	1,040		CDプレーヤー	1台	1,000	
ステージスピーカー	1対	2,090		MDプレーヤー	1台	1,000	
はねかえりスピーカー	1台	1,570		ステージスピーカー	1対	2,000	
デジタルリバーブ	1台	1,040		はねかえりスピーカー	1台	1,500	
				デジタルリバーブ	1台	1,000	
中ホール音響設備				中ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記	名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 3,140	ダイナミックマイク1本付	拡声装置	1式	円 3,000	ダイナミックマイク1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040		ワイヤレスマイク	1本	1,000	

改正後				改正前			
コンデンサーマイク	1本	830		コンデンサーマイク	1本	800	
ダイナミックマイク	1本	620		ダイナミックマイク	1本	600	
カセットデッキ	1台	1,040		エレベーターマイクロホン装置	1本	1,000	ダイナミックマイク 1本付
CDプレーヤー	1台	1,040		カセットデッキ	1台	1,000	
MDプレーヤー	1台	1,040		CDプレーヤー	1台	1,000	
ダイレクトボックス	1台	520		MDプレーヤー	1台	1,000	
				サウンドエフェクター	1台	700	
				ダイレクトボックス	1台	500	
				デジタルリバーブ	1台	1,000	
小ホール音響設備				小ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記	名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 2,610	ダイナミックマイク 1本付	拡声装置	1式	円 2,500	ダイナミックマイク 1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040		ワイヤレスマイク	1本	1,000	
ダイナミックマイク	1本	620		ダイナミックマイク	1本	600	
カセットデッキ	1台	1,040		カセットデッキ	1台	1,000	
CDプレーヤー	1台	1,040		CDプレーヤー	1台	1,000	

改正後				改正前			
MDプレーヤー	1台	1,040		MDプレーヤー	1台	1,000	
ダイレクトボックス	1台	520		ダイレクトボックス	1台	500	
デジタルリバーブ	1台	1,040		デジタルリバーブ	1台	1,000	
その他				その他			
名称	単位	使用料	付記	名称	単位	使用料	付記
茶器	1式	円 1,570		茶器	1式	円 1,500	
展示パネル	1枚	150		展示パネル	1枚	150	
拡声装置	1式	730		通信カラオケ装置	1式	13,500	
持込み機材電源使用料(1KW)	1区分	310	大・中・小ホール	簡易再生装置	1式	3,500	
プロジェクター	1式	3,140	スクリーン付	拡声装置	1式	700	
ロッカー(大)	1個	520	1月につき	持込み機材電源使用料(1KW)	1区分	300	大・中・小ホール
ロッカー(小)	1個	410	1月につき	プロジェクター	1式	3,000	スクリーン付
ロッカー(大)	1個	70	1日につき	ロッカー(大)	1個	500	1月につき
ロッカー(小)	1個	50	1日につき	ロッカー(小)	1個	400	1月につき
				ロッカー(大)	1個	70	1日につき
				ロッカー(小)	1個	50	1日につき

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1 この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の2を乗じた額、全日の区分による使用にあつては上記使用料金の3を乗じた額とする。ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。</p> <p>2 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3割相当額とする。</p> <p>3 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>備考</p> <p>1 この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の2を乗じた額、全日の区分による使用にあつては上記使用料金の3を乗じた額とする。ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。</p> <p>2 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3割相当額とする。</p> <p>3 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

議案第25号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。 (10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。 (11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。 <u>(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。 <u>(13) 特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。 <u>(14) 満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。 <u>(15) 市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。 <u>(16) 負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。 (17) (略) (18) <u>教育・保育給付認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>教育・保育給付認</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略) (9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u>をいう。 (10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u>をいう。 (11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>をいう。 (12) (略) (13) <u>支給認定の有効期間</u> 法第21条に規定する<u>支給認定の有効期間</u>をいう。</p>

改正後	改正前
<p>定の有効期間をいう。</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> 法定代理受領 法第27条第5項（<u>法第28条第4項</u>において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項</u>において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p><u>(23)</u> (略)</p> <p><u>(24)</u> (略)</p> <p><u>(25)</u> (略)</p> <p><u>(26)</u> (略)</p> <p><u>(27)</u> (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> 法定代理受領 法第27条第5項（<u>法第28条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項の規定</u>において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> (略)</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、<u>良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、<u>特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な<u>教育・保育</u>を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同</p>	<p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ<u>支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な<u>教育及び保育</u>を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同</p>

改正後	改正前
<p>じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前</u>には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保</u></p>	<p>じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、<u>支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等</u>を確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前</u>には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定</u></p>

改正後	改正前
<p><u>育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認</u></p>	<p><u>子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される<u>教育及び保育</u>との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>か</p>

改正後	改正前
<p>定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>食事の提供(次に掲げるものを除く。)</u>に要する費用</p> <p>ア <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)</u> 57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)</p> <p>イ <u>次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)</u>が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である者</p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)</u>である者</p> <p>ウ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費</p>	<p>ら受けることができる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費</p>

改正後	改正前
<p>用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の<u>教育・保育</u>の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（<u>法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。</u>）の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の<u>教育及び保育</u>の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定保護者に関する市長への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育に関する評価等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市長への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>

改正後	改正前
<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども</u>等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市が行う調</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>又は<u>支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども</u>等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>支給認定子ども</u>等からの苦情に関して市が行う調査に協力す</p>

改正後	改正前
<p>査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の規定による<u>特定教育・保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条の規定による<u>市長への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>	<p>るとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条に規定する<u>提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 第19条に規定する<u>市長への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。<u>この条において同じ。</u>)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>

改正後	改正前
<p><u>教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</u></p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ど</u></p>	<p><u>支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。<u>この条において同じ。</u>）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもの総数が、第4条第</u></p>

改正後	改正前
<p>もの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</u></u></u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、<u>家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらか</p>	<p>2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、<u>本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。</u>この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</u>」とあるのは「<u>除く。）</u>」とする。</p> <p>（利用定員）</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、<u>家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらか</p>

改正後	改正前
<p>はじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項に規定する場合においては、<u>特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>はじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項</u>を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の<u>特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>以下この項から第5項までにおいて同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、<u>及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう</u>、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>教育・保育</u>を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>い。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。<u>この項において同じ。</u>）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、<u>かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう</u>、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「<u>連携施設</u>」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて<u>教育及び保育</u>を提供すること。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u></p> <p>4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>6 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに対する保育を行う場合にあつては、<u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもの障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）そ</u></p>	<p>2 <u>居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもに対する保育を行う場合にあつては、<u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもの障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その</u></p>

改正後	改正前
<p>他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>7 <u>事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>8 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>9 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u></p>	<p>他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>3 <u>事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p> <p>4 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u></p> <p>2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大</u></p>

改正後	改正前
<p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、</u> <u>特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。</u>次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による<u>特定地域型保育の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市長への通知に係る記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」と</u></p>	<p>(5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に<u>規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</u></p> <p>(3) 次条において準用する第19条に<u>規定する市長への通知に係る記録</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この</u></p>

改正後	改正前
<p>あるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について</u>」と、第12条の見出し中「<u>教育・保育</u>」とあるのは「<u>地域型保育</u>」と、第14条の見出し中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、同条第1項中「<u>施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）</u>」と、「<u>施設型給付費の</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費の</u>」と、同条第2項中「<u>特定教育・保育提供証明書</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育提供証明書</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費</u>」とあるのは「<u>地域型保育給付費</u>」と、第23条中「<u>運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）</u>」とあるのは「<u>運営規程（第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）</u>」と、第26条中「<u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育事業者</u>」とする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において</u></p>	<p>項において同じ。）」とあるのは「<u>地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）</u>」と、第23条中「<u>運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）</u>」とあるのは「<u>運営規程（第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）</u>」と、第26条中「<u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育事業者</u>」とする。</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を<u>含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に</p>	<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に</p>

改正後	改正前
<p>は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）</u>」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育（特定保育所における特定</u></p>	<p>は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を<u>含むものとして、本章の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (特定保育所に関する特例)</p> <p>2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が</u>」とあるのは「<u>(当該特定教育・保育施設が</u>」と、「<u>定める額とする。)</u>をいう。）」とあるのは「<u>定める額をいう。)</u>」と、同条第2項中「<u>(法第27条第3項第1号に規定する額</u>」とあるのは「<u>(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>設定す</u></p>

改正後	改正前
<p>教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「設定する額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>る額の支払を」とあるのは「設定する額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>3 (略) (施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市長が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市長が定める額」とする。</p> <p>5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市長が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額</p>

改正後	改正前
<p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>5</u> 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市長が定める額」とする。</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p><u>7</u> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

○藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として、市長が定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第3条 市長は、市立幼稚園及び市立保育所から教育・保育を受けた子どもの<u>教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者</u>（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。）から保育を受けた子どもの<u>教育・保育給付認定保護者等</u>から前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として当該<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、当該各号の政令で定める額を限度として、市長が定めるものとする。</p> <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第3条 市長は、市立幼稚園及び市立保育所から教育・保育を受けた子どもの<u>支給認定保護者又は扶養義務者</u>（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）から、前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所をいう。）から保育を受けた子どもの<u>支給認定保護者等</u>から前条に定める利用者負担額を徴収する。</p> <p>3 （略）</p>

○藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号） 新旧対照表
 (第3条関係)

改正後			改正前		
別表第1 （第4条関係）			別表第1 （第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
	5 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの			
別表第2 （第4条関係）			別表第2 （第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
20 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	20 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

改正後	改正前		
(略)	(略)		
	24 市長	<u>私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

議案第26号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

○藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水工事の施行)</p> <p>第7条 給水工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者（管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者又は<u>同法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者</u>をいう。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給水工事の施行)</p> <p>第7条 給水工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者（管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者をいう。）が施行する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者に対し、直ちに修繕その他必要な処置をするよう請求又は要請をしなければならない。ただし、第3号に規定する場所における法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更については、水道使用者等自らが修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1) 供給を受ける水に異状があると認める場合 管理者</p> <p>(2) 道路敷地内において給水装置に異状があると認める場合 管理者</p> <p>(3) 前号に規定する場所以外<u>の場所</u>において給水装置に異状があると認める場合 指定給水装置工事事業者</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(水道使用者等の管理上の責任)</p> <p>第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者に対し、直ちに修繕その他必要な処置をするよう請求又は要請をしなければならない。ただし、第3号に規定する場所における法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更については、水道使用者等自らが修繕その他必要な処置をすることができる。</p> <p>(1) 供給を受ける水に異状があると認める<u>とき</u>。 管理者</p> <p>(2) 道路敷地内において給水装置に異状があると認める<u>とき</u>。 管理者</p> <p>(3) 前号に規定する場所以外において給水装置に異状があると認める<u>とき</u>。 指定給水装置工事事業者</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(手数料)</p> <p>第28条 第7条第1項及び第2項の規定に基づき、管理者が行う給水工事の設計審査及び工事検査並びに指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新並びに証書の再交付については、次の区別により申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、特別の費用を要するときは、その実費を併せて徴収する。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第28条 第7条第1項及び第2項の規定に基づき、管理者が行う給水工事の設計審査、工事検査及び指定給水装置工事事業者の指定若しくは証書の交付については、次の区別により申込者から申込みの際にこれを徴収する。ただし、特別の費用を要するときは、その実費を併せて徴収する。</p>

改正後			改正前				
(1)・(2) (略)			(1)・(2) (略)				
<u>(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料</u>			<u>(3) 指定手数料</u>				
<u>(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料</u>			<u>(4) 指定証交付手数料</u>				
<u>(5) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料</u>							
2 (略)			2 (略)				
別表第1 (第22条関係)			別表第1 (第22条関係)				
備考 用途区分は、管理者が認定する。			備考 用途区分は、管理者が認定します。				
別表第2 (第7条、第28条関係)			別表第2 (第7条、第28条関係)				
種類	種別		金額	種類	種別		金額
(略)							
2 工事検査手数料	第7条第2項の工事検査をするとき1回につき	給水管の口径50ミリメートル以下	3,400円	2 工事検査手数料	第7条第2項の工事検査をするとき1回につき	給水管の口径50ミリメートル以下	3,400円
		給水管の口径75ミリメートル以上	5,900円			給水管の口径75ミリメートル以上	5,900円
3 指定給水装置工事事業者指定手数料	第7条第1項の指定をするとき1件につき		10,000円	3 指定手数料	第7条第1項の指定をするとき1件につき		10,000円
4 指定給水装置工事事業者指定更新手数料	第7条第1項の指定の更新をするとき1件につき		10,000円	4 指定証交付手数料	第7条第1項の指定をしたことを証するとき1件につき		2,000円

改正後			改正前
5 指定給 水装置工 事事業者 指定証再 交付手 数料	第7条第1項の指定又は指定の更新に関し指定証を再 交付するとき1件につき	2,000円	

議案第27号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について

○藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表

改正後						改正前					
別表（第7条関係） 基本使用料						別表（第7条関係） 基本使用料					
時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分		午前	午後	夜間	全日
種別		午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時30分から午後9時30分まで	種別		午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時30分から午後9時30分まで
視聴覚室	市民等	円 4,000	円 7,080	円 7,780	円 15,350	視聴覚室	市民等	3,820円	6,760円	7,430円	14,660円
	その他の者	6,000	10,620	11,670	23,030		その他の者	5,730	10,140	11,140	21,990
クラブト	市民等	2,660	4,370	4,420	9,910	クラブト	市民等	2,540	4,180	4,220	9,460
	その他の者	3,990	6,560	6,630	14,860		その他の者	3,810	6,270	6,330	14,190
アトリエ	市民等	2,280	3,610	4,000	8,310	アトリエ	市民等	2,180	3,450	3,820	7,940
	その他の者	3,420	5,410	6,000	12,470		その他の者	3,270	5,170	5,730	11,910

改正後						改正前					
音 楽 教 室	市民等	1, 900	3, 230	3, 420	7, 080	音 楽 教 室	市民等	1, 820	3, 090	3, 270	6, 760
	その他の 者	2, 860	4, 850	5, 130	10, 620		その他の 者	2, 730	4, 630	4, 900	10, 140
研 修 室	市民等	2, 860	4, 240	4, 770	10, 260	研 修 室	市民等	2, 730	4, 050	4, 560	9, 800
	その他の 者	4, 280	6, 350	7, 160	15, 400		その他の 者	4, 090	6, 070	6, 840	14, 700
屋 内 多 目 的 広 場	市民等	1, 570	2, 510	2, 200	5, 650	屋 内 多 目 的 広 場	市民等	1, 500	2, 400	2, 100	5, 400
	その他の 者	2, 350	3, 770	3, 300	8, 480		その他の 者	2, 250	3, 600	3, 150	8, 100
備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は在勤するものをいう。						備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は在勤するものをいう。					

議案第28号

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について

○藤井寺市立市民総合体育館条例（昭和51年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

改正後						改正前							
別表（第13条関係） 基本料金表 1 団体使用料						別表（第13条関係） 基本料金表 1 団体使用料							
施設 使用料	時間区分		午前	午後	夜間	全日	施設 使用料	時間区分		午前	午後	夜間	全日
	種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時			種別		9時～12時	1時～5時	6時～9時	
競技場	全面		4,900円	7,350円	12,250円	22,620円	競技場	全面		4,680円	7,020円	11,700円	21,600円
	半面		2,450円	3,670円	6,120円	11,310円		半面		2,340円	3,510円	5,850円	10,800円
柔道場			1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	柔道場			1,080円	1,510円	2,430円	4,680円
剣道場			1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	剣道場			1,080円	1,510円	2,430円	4,680円
多目的室1			1,130円	1,580円	2,540円	4,900円	多目的室1			1,080円	1,510円	2,430円	4,680円
多目的室2			1,130円	1,580円	2,030円	4,900円	多目的室2			1,080円	1,510円	1,940円	4,680円
会議室1			1,760円	2,640円	4,400円	8,170円	会議室1			1,680円	2,520円	4,200円	7,800円
会議室2			750円	940円	1,570円	2,930円	会議室2			720円	900円	1,500円	2,800円

改正後					改正前				
会議室3	560円	840円	1,170円	2,200円	会議室3	540円	810円	1,120円	2,100円
会議室4	1,760円	2,640円	4,400円	8,170円	会議室4	1,680円	2,520円	4,200円	7,800円
会議室5	940円	1,410円	2,200円	4,400円	会議室5	900円	1,350円	2,100円	4,200円
備考					備考				
<p>1 「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。</p> <p>2 使用者の住所（団体又は法人にあってはその事務所）が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。</p> <p>3 「競技場半面」とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。</p> <p>4 使用人員は、10人以上とする。</p> <p>5 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間につき当該使用区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の4割を徴収する（この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。）。</p> <p>6 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>					<p>1 「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。</p> <p>2 使用者の住所（団体又は法人にあってはその事務所）が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。</p> <p>3 「競技場半面」とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。</p> <p>4 使用人員は、10人以上とする。</p> <p>5 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間につき当該使用区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の4割を徴収する（この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。）。</p> <p>6 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>				
2 (1) 個人使用料（卓球場を除く。）					2 (1) 個人使用料（卓球場を除く。）				
(略)					(略)				
一般（高校生以上）	200円	200円	260円		一般（高校生以上）	200円	200円	250円	
(略)					(略)				
3 附属設備等使用料					3 附属設備等使用料				

改正後			改正前		
種類	単位	使用料金	種類	単位	使用料金
放送設備 (マイクロホン1本付き)	1式 1回	2,090円	ステージ	1組 1回	800円
長机	1脚 1回	50円	放送設備 (マイクロホン1本付き)	1式 1回	2,000円
補助椅子	1脚 1回	20円	トランポリン	1台 1回	500円
備考 1 使用料金の算定において、午前、午後、夜間の使用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加使用するごとに、520円を徴収するものとする。 3 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。			電光掲示板	1組 1回	1,000円
			長机	1脚 1回	50円
			補助椅子	1脚 1回	20円
			フロアシート	1枚 1回	50円
			備考 1 使用料金の算定において、午前、午後、夜間の使用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加使用するごとに、500円を徴収するものとする。 3 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		

議案第29号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

○藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2 （第6条関係） 施設使用料		別表第2 （第6条関係） 施設使用料	
施設の名称	使用料の額	施設の名称	使用料の額
藤井寺市立青少年運動広場 （Aグラウンド・Bグラウンド）	2時間当たり 930円	藤井寺市立青少年運動広場 （Aグラウンド・Bグラウンド）	2時間当たり 890円
藤井寺市立スポーツセンター（半面）	2時間当たり 930円	藤井寺市立スポーツセンター（半面）	2時間当たり 890円
藤井寺市立津堂市民野球場	2時間当たり 710円	藤井寺市立津堂市民野球場	2時間当たり 680円
藤井寺市立川北市民スポーツ広場	2時間当たり 1,260円	藤井寺市立川北市民スポーツ広場	2時間当たり 1,210円
別表第3 （第6条関係） 夜間照明設備使用料		別表第3 （第6条関係） 夜間照明設備使用料	
照明の区分	使用料の額	照明の区分	使用料の額
半面の全点灯	1時間当たり 3,980円	半面の全点灯	1時間当たり 3,800円
半面の2分の1点灯	1時間当たり 2,610円	半面の2分の1点灯	1時間当たり 2,500円

議案第30号

藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について

○藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料) 第5条 使用者は、コート1面につき2時間当たり<u>1,690円</u>を使用料として前納しなければならない。</p>	<p>(使用料) 第5条 使用者は、コート1面につき2時間当たり<u>1,620円</u>を使用料として前納しなければならない。</p>

議案第31号

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について

○藤井寺市立市民水泳プール条例（昭和51年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
個人	大人（高校生以上）	1人2時間まで300円	個人	大人	1人2時間まで300円
	中学生	1人2時間まで200円		小人（小学生以下）	1人2時間まで200円
	小学生	1人2時間まで100円	団体	30人以上	所定料金の1割引
	未就学児	無料		50人以上	〃 2割引
30人以上	所定料金の1割引	100人以上		〃 3割引	
団体	50人以上	〃 2割引			
	100人以上	〃 3割引			

